

インド知財情報メール：第 2023-2 号、2023 年 1 月 20 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】ヒアリング準備期間、延長期間に関する進展**

**【2】ヒアリングの延長に必要な「合理的な理由」に関する進展**

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】ヒアリング準備期間、延長期間に関する進展**

当社発行の「インド知財情報メール：第 2023-1 号」（2023 年 1 月 12 日発行）において、インド特許庁は「ヒアリング準備期間を、現在の約 30 日から、本来特許規則 129 条に規定されている 10 日に戻す。ヒアリングの延長は最大で 2 回として、延長期間は特許規則 129A 条に規定されている 30 日より短い 10 日にする」という内容の通知を発行したことを皆様にお知らせしました。

しかしながら、2023 年 1 月 16 日付でインド特許庁は次の内容の通知を発行しました。「ヒアリング通知中の拒絶理由への対応が簡単で検討に時間がかからないものである場合はヒアリング準備期間を 10 日とし、拒絶理由への対応が難しく検討に時間がかかるものである場合はヒアリング準備期間を最長で 30 日とする」。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/869\\_1\\_Public\\_Notice\\_3.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/869_1_Public_Notice_3.pdf)

対応が簡単で検討に時間がかからないものの例として「軽微な手続上の問題」（minor procedural issues）があげられており、対応が難しく検討に時間がかかるものの例として「実体的な問題（先行技術の分析、クレームの解釈などに関する）」（substantive matters related to analysis of prior arts, claim construction etc.）があげられております。

すなわち、「軽微な手続上の問題」の場合にヒアリング準備期間を約 10 日とし、「実体的な問題」の場合にヒアリング準備期間を最長で 30 日とする権限が管理官に与えられています。

**【2】ヒアリングの延長に必要な「合理的な理由」に関する進展**

当社発行の「インド知財情報メール：第 2023-1 号」（2023 年 1 月 12 日発行）において、インド特許庁は「ヒアリングの期日延期を申請する際に、特許規則 129A 条に従って、合理的な理由を記載すること」という内容の通知を発行したことを皆様にお知らせしました。

この通知を読むと「合理的な理由がない場合、延長は認められないかも」と思ってしまうます。また、「合理的な理由」はどこでも定義されていないので、どのような理由が合理的な理由として通用するかを悩んでしまいます。

しかしながら、2023 年 1 月 16 日付でインド特許庁は次の内容の通知を発行しました。「ヒアリングの期日延期を申請する際に合理的な理由を記載していない申請が見受けられる。必ず合理的な理由を記載すること」

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/868\\_1\\_Public\\_Notice\\_2.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/868_1_Public_Notice_2.pdf)

すなわち、ヒアリングの期日延期を申請する際に、規則に従って何らかの理由を記載する必要があるとのことです。ヒアリングの期日延期の申請を現地代理人に指示する場合、現地代理人にその理由を伝えるとよいでしょう。「検討に時間が必要です」、「発明者が休暇中です」などの理由が「合理的な理由」として適切かについて現地代理人に相談するとよいでしょう。

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- 
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
  - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
  - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。